



神奈川県 事業活動温暖化対策計画書制度の 見直しについて

神奈川県 環境農政局 脱炭素戦略本部室



私たち一人ひとりの行動が、
未来につながる。
SDGs 未来都市 神奈川県



目次

1. はじめに

- 計画書制度の概要
- 計画書制度の改正の背景
- 計画書制度の改正のポイント

2. 運用面の改正について

- 計画期間
- 様式の統廃合
- その他

3. 評価制度の導入について

- 評価対象
- 評価軸・評価項目
- 評価周期・評価方法
- 評価結果の公表

4. 具体的な評価方法

- 温室効果ガス排出量の削減
- 省エネ
- 再エネ等
- 2050年までの中長期取組
- 総合評価の方法

5. 脱炭素化の支援策

- 評価結果と連動した支援
- 2025年度の事業者支援策の概要

(参考資料)

1. はじめに

- 計画書制度の概要
- 計画書制度の改正の背景
- 計画書制度の改正のポイント

2. 運用面の改正について

- 計画期間
- 様式の統廃合
- その他

3. 評価制度の導入について

- 評価対象
- 評価軸・評価項目
- 評価周期・評価方法
- 評価結果の公表

4. 具体的な評価方法

- 温室効果ガス排出量の削減
- 省エネ
- 再エネ等
- 2050年までの中長期取組
- 総合評価の方法

5. 脱炭素化の支援策

- 評価結果と連動した支援
- 2025年度の事業者支援策の概要

(参考資料)

計画書制度の概要／①概要

➤ 事業活動温暖化対策計画書制度とは… ※以下「計画書制度」

- 根拠：神奈川県地球温暖化対策推進条例（2010年度施行）
- 概要：県内で一定規模以上の事業活動を行う事業者に対して、温室効果ガスの自主的な削減目標・対策を記載した計画書等の提出を義務付け、その内容を県が審査・公表する制度

計画書等の提出義務のある事業者（特定大規模事業者）

- 県内の工場や事務所における年間エネルギー使用量（原油換算）が **1,500kL 以上**
（目安：電力使用量 600万kWh／年、コンビニ30～40店舗 など）

または

- 県内に使用の本拠地を有する対象自動車が **100台 以上**（軽自動車除く）

※ 一定規模未満の事業者（中小規模事業者）も、計画書等の「任意提出可能」



計画書制度の概要／②県内政令市との関係

□ 横浜市・川崎市域の場合（県と同等の計画書制度）

※ 県全体で1,500kL/年以上のエネルギー使用量があるケース
自動車（100台以上）に関する計画も同様

事業活動を 両市内のみで実施	事業活動を両市内とそれ以外の県の区域（県域）で実施	
	県域に15kL以上の工場等がある	県域に15kL未満の工場等しかない
県への書類提出不要	県へ県域の工場等に関する削減計画を提出	県への書類提出不要（特例）
事例 1	事例 2	事例 3
神奈川県 合計 1,800 kL 横浜市 合計 1,800kL 工場 A 1,800kL	神奈川県 合計 2,800 kL 藤沢市 合計 1,000kL 工場 B 1,000kL 横浜市 合計 1,800kL 工場 A 1,800kL	神奈川県 合計 1,810 kL 藤沢市 合計 10kL 工場 B 10kL 横浜市 合計 1,800kL 工場 A 1,800kL
県へ提出不要 横浜市へ提出	県へ提出 横浜市へ提出	県へ提出不要 横浜市へ提出

□ 相模原市域の場合（提出義務のない任意の計画書制度）

県へ提出義務（※相模原市へは、市内の中小規模事業者が任意提出可能）

計画書制度の改正の背景／①国の動向

- 「2050年カーボンニュートラル」宣言（2020年度）
- 「2030年度において、温室効果ガス46%削減、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けること」を表明し、地球温暖化対策計画を改定（2021年度）

※ その後、新たな地球温暖化対策計画が閣議決定（2025年2月18日）

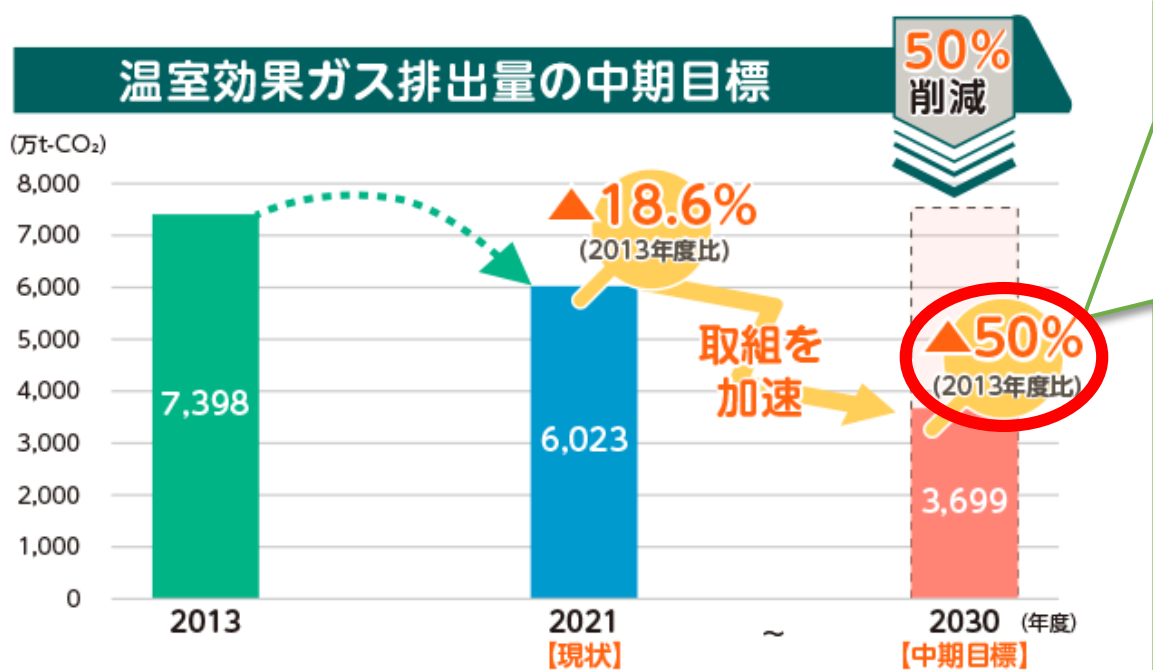
部門別の削減目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO2)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO2		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%

計画書制度の改正の背景／②県の動向

- 「2050年脱炭素社会の実現」を表明（2019年度）
- 「2030年度までに、温室効果ガス50%削減」を表明（2022年度）
- 神奈川県地球温暖化対策計画※を全面改定（2023年度）

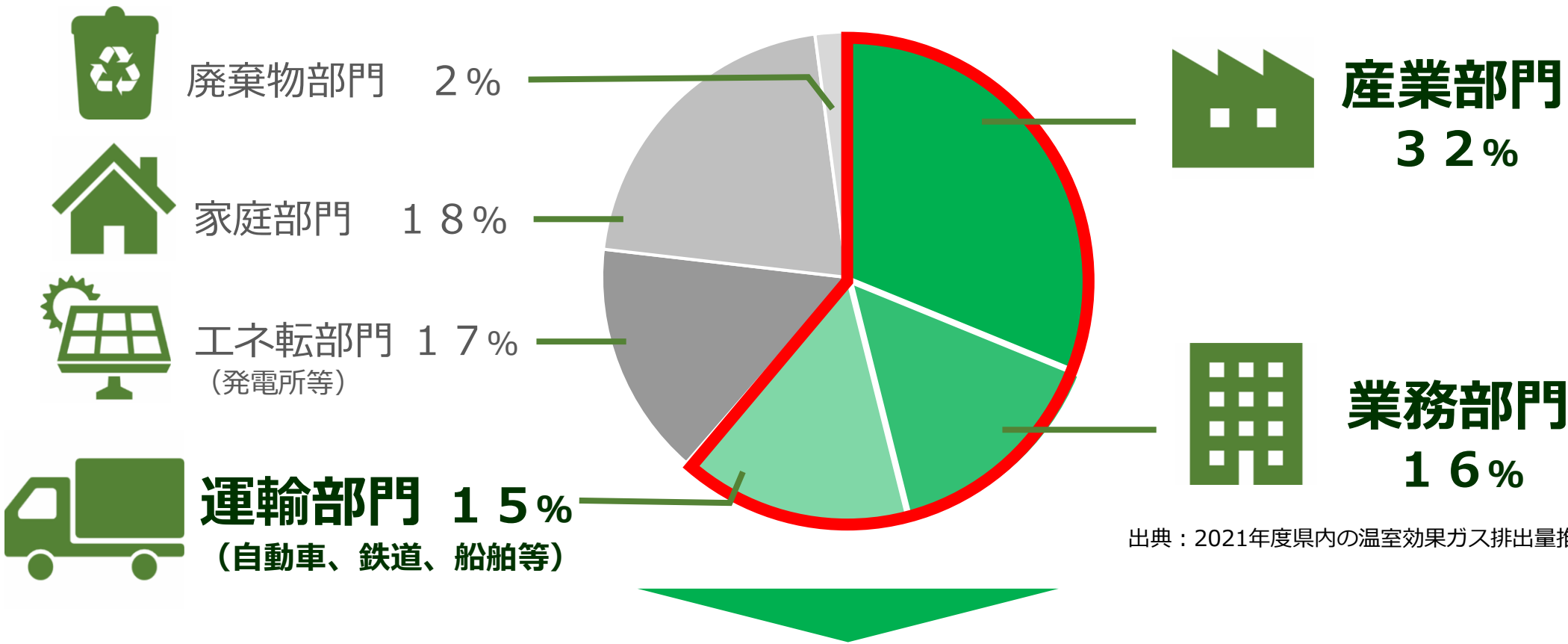
※以下「県温対計画」



部門別の削減目標			
(万t-CO ₂)			
部 門	2013 年度排出量	2030 年度排出量 (目標)	2013 年度比 削減割合
エネルギー転換部門 (発電所等)	940	498	▲47%
産業部門	2,413	1,032	▲57%
業務部門	1,306	459	▲65%
家庭部門	1,254	655	▲48%
運輸部門	1,073	820	▲24%
廃棄物部門	131	69	▲47%
その他ガス	280	182	▲35%
吸収源	—	▲16	—
総排出量	7,398	3,699	▲50%

注:その他ガス(メタン、一酸化二窒素、代替フロン等)の排出量は、CO2の排出量に換算しています。

計画書制度の改正の背景／③県内のCO₂排出量の動向



出典：2021年度県内の温室効果ガス排出量推計結果（速報値）

2030年度までの中期目標の達成に向け、

事業活動からの削減をさらに後押しすることが必要

計画書制度の改正のポイント

- 計画書制度を見直し、県が、**事業者による脱炭素化の取組を評価し、評価結果を公表する仕組み（評価制度）**を、**2025年度から導入！**
- 併せて、計画期間の変更や様式の統廃合などの「**運用面での見直し**」により、**計画書制度にかかる事務手続きを効率化！**

評価制度イメージ

① 計画書・
報告書提出
(対象事業者)



② 審査・評価・公表 (県)

評価結果				
事業者名	2025	2026	2027	...
●●株式会社	A	A	S	...
▲▲株式会社	B	A	B	...
◆◆株式会社	—	—	B	...
■ ■株式会社	—	B	A	...

③ 見える化



事業者自身



研究機関



金融・投資機関



県民 など

1. はじめに

- 計画書制度の概要
- 計画書制度の改正の背景
- 計画書制度の改正のポイント

2. 運用面の改正について

- 計画期間
- 様式の統廃合
- その他

3. 評価制度の導入について

- 評価対象
- 評価軸・評価項目
- 評価周期・評価方法
- 評価結果の公表

4. 具体的な評価方法

- 温室効果ガス排出量の削減
- 省エネ
- 再エネ等
- 2050年までの中長期取組
- 総合評価の方法

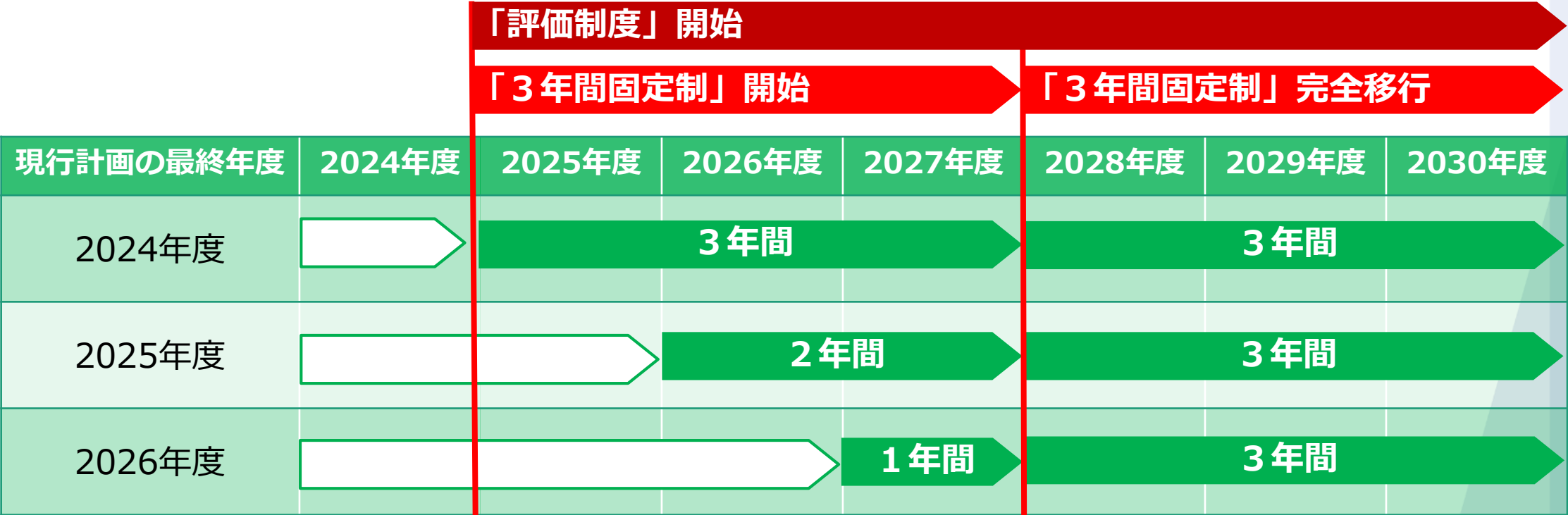
5. 脱炭素化の支援策

- 評価結果と連動した支援
- 2025年度の事業者支援策の概要

(参考資料)

計画期間

- 「3～5年間の任意選択制」から、原則「3年間固定制」に変更
- 現行の計画期間が2025～2026年度に終了する場合、最終年度の翌年度に1～2年間の計画を提出し、2028年度から3年計画に移行



様式の統廃合／①概要

- 従来の「排出状況報告書」・「結果報告書」を、「**実績報告書**」に統廃合
- 「計画書」と「実績報告書」の、**電子ファイルを統合**
- 定性的な記載項目は必要最低限にとどめるなど、**記載内容を簡素化**

従来様式 (3ファイル)	新様式 (1ファイル)	主な記載内容
計画書 (計画初年度)	計画書 兼 実績報告書	■ <u>CO₂削減に向けた基本方針</u>
排出状況報告書 (計画期間中)		□ CO₂排出量削減目標 (任意の数値を設定) ■ <u>目標達成のための具体的な施策</u> など
結果報告書 (計画終了後)		□ 計画期間中のCO₂排出量 ■ <u>計画していた削減対策の実施状況</u> など

様式の統廃合／②新様式のイメージ（エネルギー使用量等の入力）

エネルギー使用量等入力表（第1号又は第2号該当事業者用）

[シート一覧に戻る](#) [排出係数一覧表（ガス）へ](#) [排出係数一覧表（熱）へ](#) [排出係数一覧表（電気）へ](#)

1 基礎情報の確認・入力

(1) 事業所数	県域(横浜・川崎以外)	エネルギー管理指定工場等	10 件
		上記以外の工場等	1 件
	横浜・川崎市内		20 件
(2) エネルギー消費原単位の指標	単一の指標を設定		

県域のエネルギー使用量の合計量を入力
※原単位の指標を複数設定する場合は、指標ごとにエネルギー使用量の合計量を記入してください

横浜・川崎市内のエネルギー使用量の合計量を入力
※原単位の指標を複数設定する場合は、指標ごとにエネルギー使用量の合計量を記入してください

県域のエネルギー管理指定工場等以外の工場のエネルギー使用量の合計量を入力
※原単位の指標を複数設定する場合は、エネルギー使用量の合計量を記入してください

2 エネルギー使用量等の入力

追加表示	区分	単位	単位発熱量 (GJ/単位)	CO2排出係数			全県の合計 (21件)	横浜・川崎市内の合計 (20件)			県域(横浜・川崎以外)の合計 (11件)			
				基礎	調整後	単位		指標1	指標2	指標3	指標1	指標2		
	エネルギー消費	指標の名称					名称を選択	生産数量	延床面積	その他	生産数量	生産数量	延床面積	
	原単位の指標	その他の場合					30,000	30,000	15,000	25,000	30,000	3,000	1,500	
	(エネルギー使用量と密接な関係を持つ値)	指標の単位					t	t	m ²	その他	t	t	m ²	
		その他の場合								m ² ・h				
	化石燃料	重油(ガソリン)	k L	33.4	0.0187	0.0187	tC/GJ	13,632	102	202	302	13,026	402	502
		灯油	k L	36.5	0.0187	0.0187	tC/GJ	13,680	105	205	305	13,065	405	505
		軽油	k L	38.0	0.0188	0.0188	tC/GJ	13,696	106	206	306	13,078	406	506
		石油ガス_液化石油ガス(LPG)	t	50.1	0.0163	0.0163	tC/GJ	13,776	111	211	311	13,143	411	511
		可燃性天然ガス_液化天然ガス(LNG)	t	54.7	0.0139	0.0139	tC/GJ	13,808	113	213	313	13,169	413	513
	都市ガス(CNG含む)	A0002_東京電力エナジーパートナー株式会社	メニュー無し	メニュー選択	メニュー無し	メニュー選択	t-CO2/GJ	14,032	127	227	327	13,351	427	527
	非化石燃料	廃プラスチック(一般廃棄物)	t	29.3	0.0257	0.0257	tC/GJ	14,256	141	241	341	13,533	441	541
		廃プラスチック(産業廃棄物)	t	29.3	0.0239	0.0239	tC/GJ	14,272	142	242	342	13,546	442	542
	熱	他者から購入した熱	GJ	1.17	0.0654	0.0654	t-CO2/GJ	14,400	150	250	350	13,650	450	550
		産業用蒸気	GJ	1.19	0.0510	0.0510	t-CO2/GJ	14,416	151	251	351	13,663	451	551
		温水1	GJ	1.19	0.0526	0.0502	t-CO2/GJ	14,464	154	254	354	13,702	454	554
		冷水1	GJ	1.19	0.0529	0.0504	t-CO2/GJ	14,512	157	257	357	13,741	457	557
	電気事業者からの買電	電気事業者1	kWh	8.64	0.000483	0.000441	t-CO2/kWh	14,672	167	267	367	13,871	467	567
		電気事業者2	kWh	8.64	0.000180	0.000000	t-CO2/kWh	14,688	168	268	368	13,884	468	568
		電気事業者3	kWh	8.64	0.000457	0.000000	t-CO2/kWh	14,704	169	269	369	13,897	469	569
		電気事業者4	kWh	8.64	0.000788	0.001218	t-CO2/kWh	14,720	170	270	370	13,910	470	570
		電気事業者5	kWh	8.64	0.000454	0.000457	t-CO2/kWh	14,736	171	271	371	13,923	471	571
	自家発電	太陽光	kWh	3.60			t-CO2/kWh	14,976	186	286	386	14,118	486	586
		※発電した電力量(kWh)と設備の発電容量(kW)の両方入力のこと	kW	1,209				14,992	187	287	387	14,131	487	587

前年度の
エネルギー使用量、
排出係数(メニュー)
等について入力

様式の統廃合／③新様式のイメージ（計画書・報告書 第1面）

計画書等本体シート（第1面）

セルの色分け…☐ 要入力 ☐ 自動転記（書き変え可） ☐ 記入不要 2025/2/14

計画初年度に記入

様式第1号（要綱第2条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

（第1面）

事業活動温暖化対策計画書

（宛先）神奈川県知事

（提出者）住所 神奈川県厚木市水引2-3-1 ■ビル12F

法人・団体名 株式会社 ●●

代表者役職 厚木工場長

代表者氏名 ▲▲ ▲▲

神奈川県地球温暖化対策推進条例第11条第1項の規定により、次のとおり提出します。

1 事業者の名称等

事業者の氏名	法人・団体名	株式会社 ●●
又は名称	代表者役職	代表取締役
	代表者氏名	神奈川 太郎
事業者の住所又は主たる事務所の所在地	横浜市中区日本大通1	
条例施行規則第2条第1項各号のうち該当する号等	☒ 条例施行規則第2条第1項第1号	産業 部門
	☐ 条例施行規則第2条第1項第2号	部門
	☒ 条例施行規則第2条第1項第3号	運輸 部門
主たる事業の業種	大分類	E 製造業
	中分類	09 食料品製造業

2 事業の規模等

事業の規模			対象区域
原油換算エネルギー使用量の合計量	全 県	819,672 kL	☐
	横浜市・川崎市を除く県域	779,310 kL	☒
対象自動車使用台数	全 県	152 台	☒
	横浜市・川崎市を除く県域	122 台	☐

3 計画の期間

計画の期間	2025 年度～	2027 年度	（基準年度： 2024 年度）
-------	----------	---------	-----------------

4 温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本方針

弊社では、2030年度までに全社のCO2排出量を46%削減（2013年度比）する目標を設定して温室効果ガスの排出削減に取り組んでいる。神奈川県内では、今期、基礎排出量ベースで●%削減する目標を設定して取組を進める。

セルの色分け…☐ 要入力 ☐ 自動転記（書き変え可） ☐ 記入不要

2026年度に2025年度実績について記入

様式第5号（要綱第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

（第1面）

実績報告書

（宛先）神奈川県知事

（提出者）住所 神奈川県厚木市水引2-3-1 ■ビル12F

法人・団体名 株式会社 ●●

代表者役職 厚木工場長

代表者氏名 ▲▲ ▲▲

神奈川県地球温暖化対策推進条例第14条第1項の規定により、次のとおり提出します。

1 事業者の名称等

事業者の氏名	法人・団体名	株式会社 ●●
又は名称	代表者役職	代表取締役
	代表者氏名	神奈川 太郎
事業者の住所又は主たる事務所の所在地	横浜市中区日本大通1	
条例施行規則第2条第1項各号のうち該当する号等	☒ 条例施行規則第2条第1項第1号	産業 部門
	☐ 条例施行規則第2条第1項第2号	部門
	☒ 条例施行規則第2条第1項第3号	運輸 部門
主たる事業の業種	大分類	E 製造業
	中分類	09 食料品製造業

2 事業の規模等

事業の規模			対象区域
原油換算エネルギー使用量の合計量	全 県	819,672 kL	☐
	横浜市・川崎市を除く県域	779,310 kL	☒
対象自動車使用台数	全 県	152 台	☒
	横浜市・川崎市を除く県域	122 台	☐

3 計画の期間

計画の期間	2025 年度～	2027 年度	（基準年度： 2024 年度）
-------	----------	---------	-----------------

4 報告対象年度

報告対象年度	2025 年度
--------	---------

① 初年度に計画期間中の削減目標、対策等について入力

② 2年度目以降、前年度の実績について入力

※計画書等の記載方法の詳細は、4月以降に改めてお知らせします

Kanagawa Prefectural Government

13

様式の統廃合／④新様式のイメージ（計画書・報告書 第2面以降）

計画書等本体シート（第2～4面）

セルの色分け… 要入力 自動転記（書き変え可） 記入不要

計画初年度に 基準年度実績と目標年度目標 について記入		2026年度に 2025年度実績 について記入	2027年度に 2026年度実績 について記入	2028年度に 2027年度実績 について記入
5-1 温室効果ガスの排出の量及び当該量の削減に係る事項（第1号及び第2号該当事業者）				
(1) 比較年度等におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出の量				
比較年度の排出量 (2013年度)	(基) 7,500 tCO ₂ (調) 7,320 tCO ₂			
基準年度の前々年度の排出量 (2022年度)	(基) 4,900 tCO ₂ (調) 4,800 tCO ₂			
基準年度の前年度の排出量 (2023年度)	(基) 4,850 tCO ₂ (調) 4,750 tCO ₂			
(2) エネルギー起源二酸化炭素の排出の量の削減目標及び削減の状況				
排出量	計画	実績		
	基準年度	目標年度	第1年度	第2年度
排出量	(基) 4,451 tCO ₂ (調) 4,451 tCO ₂	3,920 tCO ₂	4,195 tCO ₂ 4,172 tCO ₂	3,990 tCO ₂ 3,967 tCO ₂
基準年度比削減率	(基) 11.9 % (調) 11.9 %		5.8 % 6.3 %	10.4 % 10.9 %
直近の削減率 (直近3年平均 ^{※1})	(基) 4.1 % (調) 4.1 %		5.0 % 4.6 %	6.3 % 5.8 %
過去からの削減率 (比較年度比)	(基) 40.7 % (調) 39.2 %	47.7 % 46.4 %	44.1 % 43.0 %	46.8 % 45.8 %
※1) 基準年度以前の排出量データがない場合は、データが記入されている期間の平均値				
(3) 温室効果ガスの排出の量の削減を図るための主な対策				
対策区分	内容	第1年度	第2年度	第3年度
運用対策	空調の温度設定の適正管理（全工場）	実施した	実施した	実施した
運用対策	コンプレッサー等の出力の適正管理ありあり	実施した	実施した	実施した
運用対策	照明のLED化（B工場、100台）	実施した	実施した	実施した
運用対策	空調設備の更新（A工場、2台）	実施した	実施した	実施した
運用対策	再エネルギーの購入（C工場）	実施した	実施した	実施した
(4) エネルギー管理指定工場等におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出の状況（基礎排出量）				
名称	所在地	計画	実績	
		基準年度	第1年度	第2年度
工場B	厚木市	4,451 tCO ₂	4,233 tCO ₂	4,028 tCO ₂
工場2	平塚市	0 tCO ₂	0 tCO ₂	0 tCO ₂
工場3	伊勢原市	0 tCO ₂	0 tCO ₂	0 tCO ₂

第4面

8 温室効果ガスの排出の量の削減に向けた中長期的な取組に係る事項

(1) 2050年までの脱炭素化の表明（対象年度末時点）

	計画	実績
	基準年度	目標年度
脱炭素化の表明の有無	無し	有り
脱炭素化目標年度	— 年度	2045 年度
主たる表明者	—	
その他の場合の内容	—	
表明に係る URL	http://～	
情報掲載先	—	

(2) 2050年までの脱炭素化も前提とした中長期計画の策定及び公表（対象年度末時点）

	計画	実績
	基準年度	目標年度
計画の策定等の状況	公表	非公表（確定済）
主たる策定者	親会社等	
その他の場合の内容	—	
公表に係る URL	http://～	
情報掲載先	—	

(3) SBT等イニシアティブに関する取組（対象年度末時点）

	計画	実績
	基準年度	目標年度
SBT 認定の取得	無し	有り
TCFD 提言への賛同	有り	有り
RE100 への参加	無し	無し
RE Action への参加	無し	無し

(4) サプライチェーン全体での削減の取組

	計画	実績
	基準年度	目標年度
SC 排出量算定による削減対象の特定	無し	有り
SC 排出量開示等による関係者への削減要請	無し	未定
SC 全体の排出量削減目標の設定	無し	未定
その他	無し	無し

※SC：サプライチェーンの時

① 初年度に計画期間中の削減目標、対策等について入力

② 2年度目以降、前年度の実績について入力

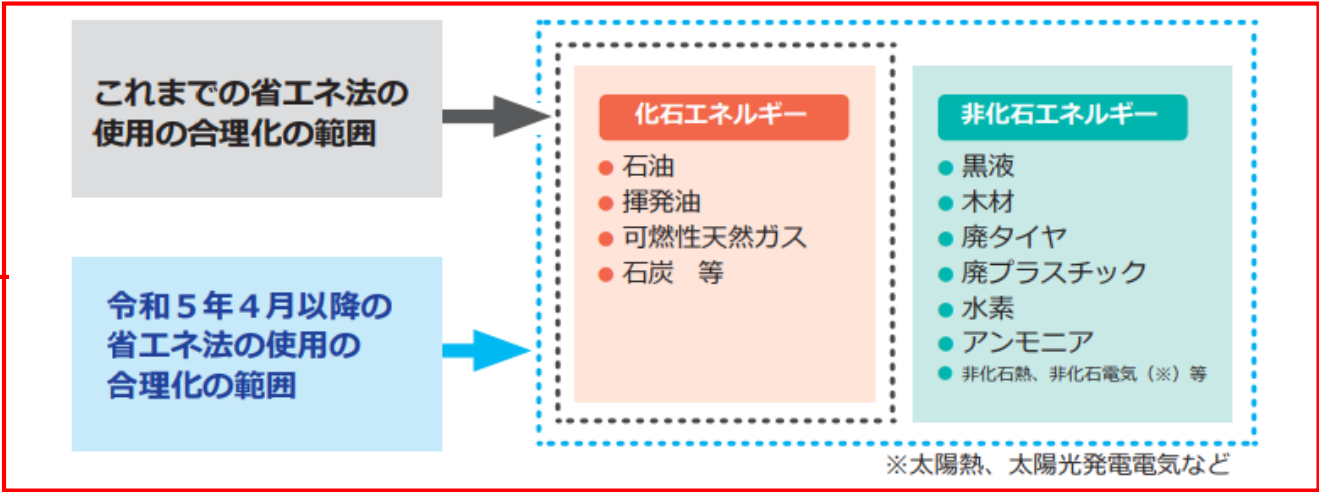
※計画書等の記載方法の詳細は、4月以降に改めてお知らせします

その他／①原油換算エネルギー使用量の算定方法の見直し

➤ 原油換算エネルギー使用量の算定に当たって対象となるエネルギーは、化石エネルギーに加え、**非化石エネルギーも追加**（省エネ法に準拠）



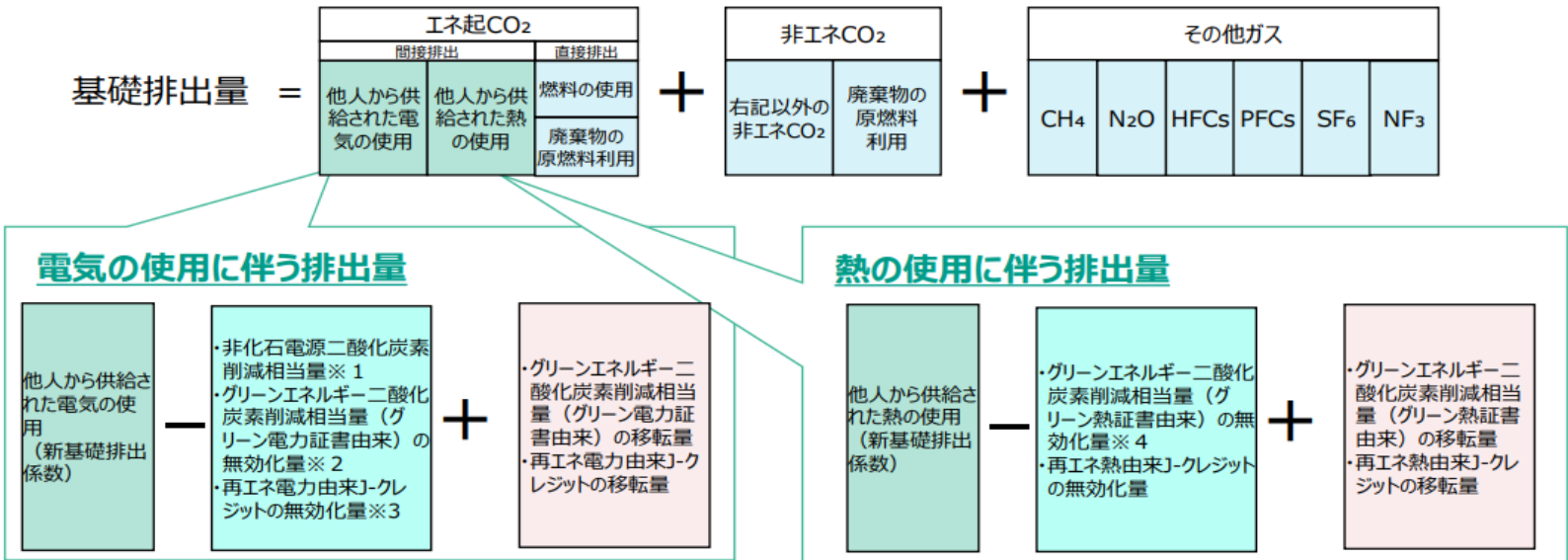
（出典：省エネルギー小委員会工場等判断基準WG 令和4年度第1回（令和4年6月8日）資料4 p13）



その他／②エネルギー起源CO₂排出量の算定方法の見直し

- エネルギー起源CO₂排出量の算定に当たって、
自ら取得したクレジット等による削減分も考慮（温対法 S H K 制度に準拠）
- **新たな基礎排出量の取扱いにも準拠**
（非エネルギー起源CO₂・その他ガスは、県計画書制度では対象外）

新たな基礎排出量の算定方法（2025年度～）



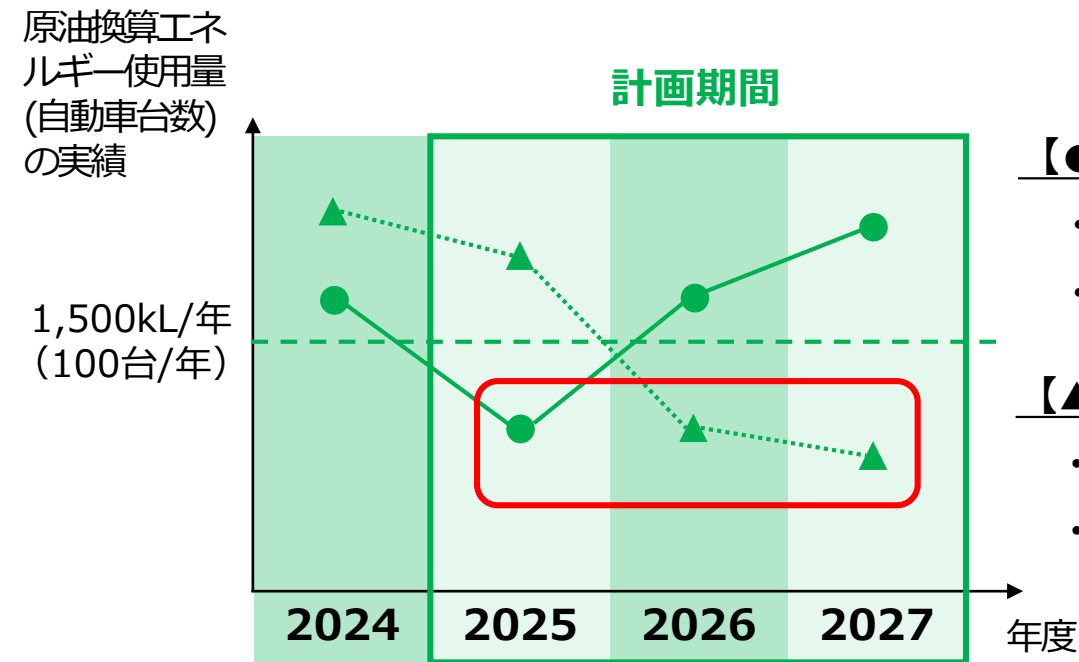
※1 「非化石電源二酸化炭素削減相当量」は、電気事業者から小売り供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の量を上限に控除可能。
※2 「グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量（グリーン電力証書由来）の無効化量」は、他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の量を上限に控除可能。
※3 「J-クレジット」には、国内クレジット及びオフセット・クレジット（J-VER）を含む。
※4 「グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量（グリーン熱証書由来）の無効化量」は、他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の量を上限に控除可能。

その他／③一定規模未満となった際の運用の見直し

➤ 特定大規模事業者が、計画期間中に一定規模未満となった場合でも、**当該期間中は特定大規模事業者として見なす運用に変更**（横浜・川崎市と同様）

※ただし、事業の廃止など、計画継続が困難な場合を除く。
※なお、最終年度に一定規模以上であった場合は、次期計画期間も特定大規模事業者となります。

計画期間中の取扱い（イメージ）



【●：ケース1】（最終年度は一定規模以上）

- ・計画期間中：特定大規模事業者として毎年度、実績報告書を提出
- ・計画期間終了後：特定大規模事業者として次期計画書を提出

【▲：ケース2】（最終年度も一定規模未満）

- ・計画期間中：特定大規模事業者として毎年度、実績報告書を提出
- ・計画期間終了後：中小規模事業者に移行（次期計画書の提出義務無し）
※最終年度の翌年度まで実績報告書の提出は必要

その他／④中小規模事業者の計画書提出期日の見直し

- ▶ 中小規模事業者による計画書の任意提出を促すため、
中小規模事業者による計画書の提出期日を、
従前の「7月31日」から「9月30日」に延長

※ただし、計画書提出年度の翌年度以降に提出いただく実績報告書の提出期日は、従前のとおり、「7月31日」のため御留意ください。

その他／⑤経過措置

➤ 改正前の計画書制度における計画書を提出済の事業者においては、
当該計画が終了するまでの間は、従前のとおり、とする

※ただし、①～③の規定は、2025年4月1日から全事業者に適用

今後の提出書類 (新)：新制度様式、(旧)：旧制度様式

No.	現行計画の 最終年度	2025年度提出	2026年度提出	2027年度提出	2028年度提出
1	(新規)	● 計画書 (新)	● 実績報告書 (新)	● 実績報告書 (新)	● 実績報告書 (新) ● 計画書 (新)
2	2024年度	● 結果報告書 (旧) ● 計画書 (新)	● 実績報告書 (新)	● 実績報告書 (新)	● 実績報告書 (新) ● 計画書 (新)
3	2025年度	● 排出状況報告書 (旧)	● 結果報告書 (旧) ● 計画書 (新)	● 実績報告書 (新)	● 実績報告書 (新) ● 計画書 (新)
4	2026年度	● 排出状況報告書 (旧)	● 排出状況報告書 (旧)	● 結果報告書 (旧) ● 計画書 (新)	● 実績報告書 (新) ● 計画書 (新)

1. はじめに

- 計画書制度の概要
- 計画書制度の改正の背景
- 計画書制度の改正のポイント

2. 運用面の改正について

- 計画期間
- 様式の統廃合
- その他

3. 評価制度の導入について

- 評価対象
- 評価軸・評価項目
- 評価周期・評価方法
- 評価結果の公表

4. 具体的な評価方法

- 温室効果ガス排出量の削減
- 省エネ
- 再エネ等
- 2050年までの中長期取組
- 総合評価の方法

5. 脱炭素化の支援策

- 評価結果と連動した支援
- 2025年度の事業者支援策の概要

(参考資料)

評価対象

➤ 対象事業者

■ 特定大規模事業者：全ての事業者

■ 中小規模事業者：希望者のみ

※中小規模事業者が評価を希望する場合は、計画書初年度に「評価依頼申出書」を提出

➤ 対象区域

■ 計画の対象区域

(=原則、同等制度を運用する横浜市及び川崎市を除いた県域)

※横浜市及び川崎市を含む「全県」での計画策定・評価を希望する場合は、要事前相談

評価軸・評価項目／①概要

- 県温対計画の中期・長期目標に連動した、評価軸・項目を設定（中小は項目を限定）
- 部門別（産業・業務・運輸）の評価基準を設定し、各評価項目について絶対評価

評価軸		評価項目	特定大規模事業者		中小規模事業者	
			産業・業務 (1・2号)	運輸 (3号)	工場等	自動車
1	排出量削減	・ 直近の排出量削減率 [基礎・調整後]	○	○	○	○
		・ 過去からの排出量削減率 [基礎・調整後]	○	○	—	—
		・ 高い削減目標の設定 [基礎・調整後]	○	○	○	○
	省エネ	・ エネルギー消費原単位の改善率	○	○	○	○
	再エネ等	・ 使用電力の再エネ電源比率	○	—	○	—
		・ 乗用自動車のEV・FCV導入割合 or バス・貨物自動車のEV・FCV導入状況	—	○	—	○
2	中長期取組 1	・ 2050年までの脱炭素化の表明	○	○	○	○
	中長期取組 2	・ 2050年までの脱炭素化を前提とした中長期計画の策定等	○	○	—※	—※
		・ SBT等イニシアティブに関する取組	○	○	—※	—※
		・ サプライチェーン全体での削減の取組	○	○	—※	—※

評価軸・評価項目／②部門の割振り

- **原則**：県温対計画の部門割振りに準拠し、**事業者の主たる業種で割振り**
- **例外**：**エネルギー転換部門**（電気・ガス・熱供給業）は、**産業部門に割振り**
（※ 対象事業者の排出量が全体に占める割合が著しく低いことや、エネルギー消費設備の類似性を考慮）

県温対計画における部門割振り

部 門	説 明
産業部門	製造業、建設業・鉱業、農林水産業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
業務その他部門	事務所・ビル、商業・サービス業施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出
エネルギー転換部門	発電所や熱供給事業所、石油製品製造業等における自家消費分及び送配電ロス等に伴う排出 ※発電所の発電・熱供給事業所の熱生成のための燃料消費に伴う排出は除く。
運輸部門	自動車（貨物・旅客）、鉄道、船舶、航空機におけるエネルギー消費に伴う排出

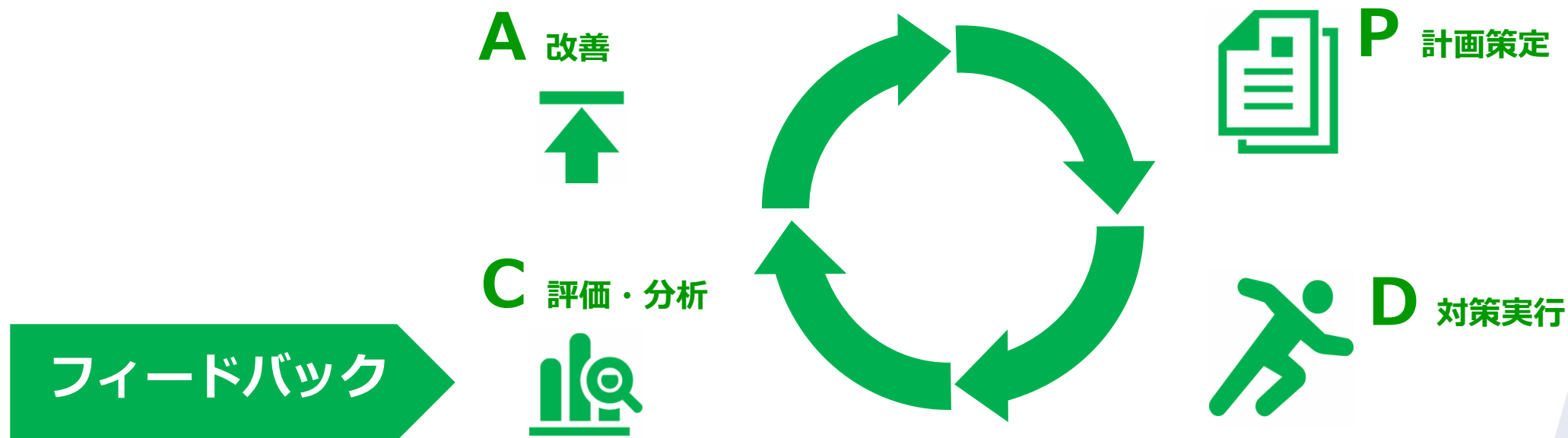
計画書制度における部門割振り

区 分	日本標準産業分類(大分類)	部 門
1・2号 (工場等)	A 農業,林業～E 製造業	産業部門 ※
	F 水道業、 G 情報通信業 ～T 分類不能の産業	業務部門 ※
	F 電気・ガス・熱供給業	産業部門 ※
3号 (自動車)		運輸部門

※エネルギー使用実態による、産業⇒業務、業務⇒産業への変更は、応相談

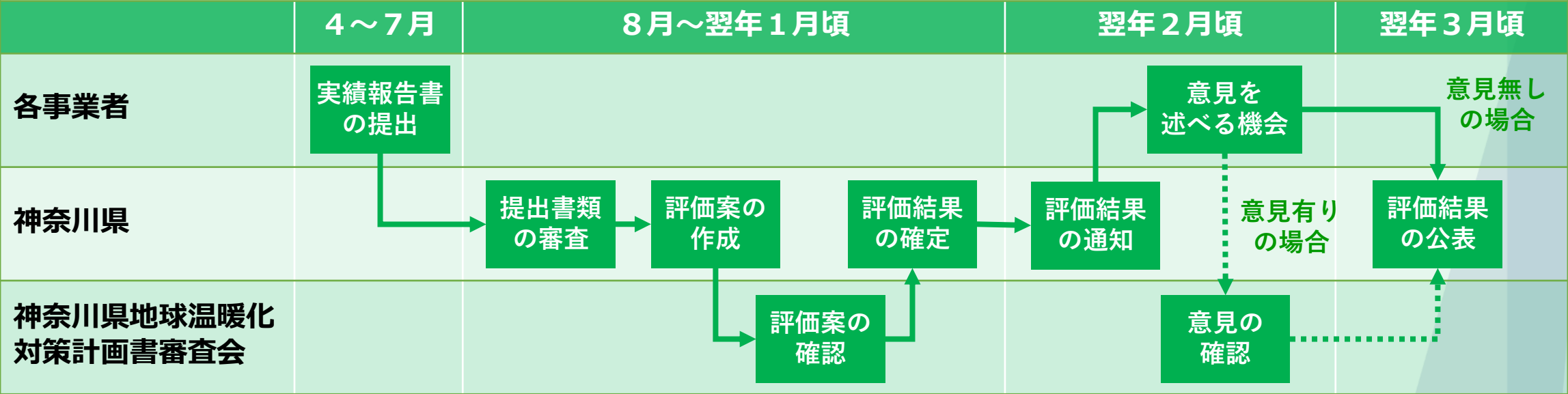
評価周期・評価方法

- 各事業者が脱炭素化の取組状況について**毎年度評価**し、フィードバック
- 最終的に1事業者1評価となる「**総合評価方式**」を採用
- 総合評価に当たっては、県温対計画の中期目標の目標達成に向けて、**排出量削減の「結果」を重視**しつつ、「**プロセス**」も一定程度評価



評価結果の公表

- 県地球温暖化対策計画書審査会から「意見聴取」した上で、**評価結果を確定**
- 年度末を目途に、原則、**全ての評価結果を県ホームページで公表**（2026年度～）
※ただし、当面、低評価結果は、2回連続までは非公表（罰則・不利益処分に非該当）
- **公表前に評価結果を通知**し、それに対する意見を述べることが可能
※意見提出があった場合、県において再確認しますが、評価結果が変更になるとは限りません。



1. はじめに

- 計画書制度の概要
- 計画書制度の改正の背景
- 計画書制度の改正のポイント

2. 運用面の改正について

- 計画期間
- 様式の統廃合
- その他

3. 評価制度の導入について

- 評価対象
- 評価軸・評価項目
- 評価周期・評価方法
- 評価結果の公表

4. 具体的な評価方法

- 温室効果ガス排出量の削減
- 省エネ
- 再エネ等
- 2050年までの中長期取組
- 総合評価の方法

5. 脱炭素化の支援策

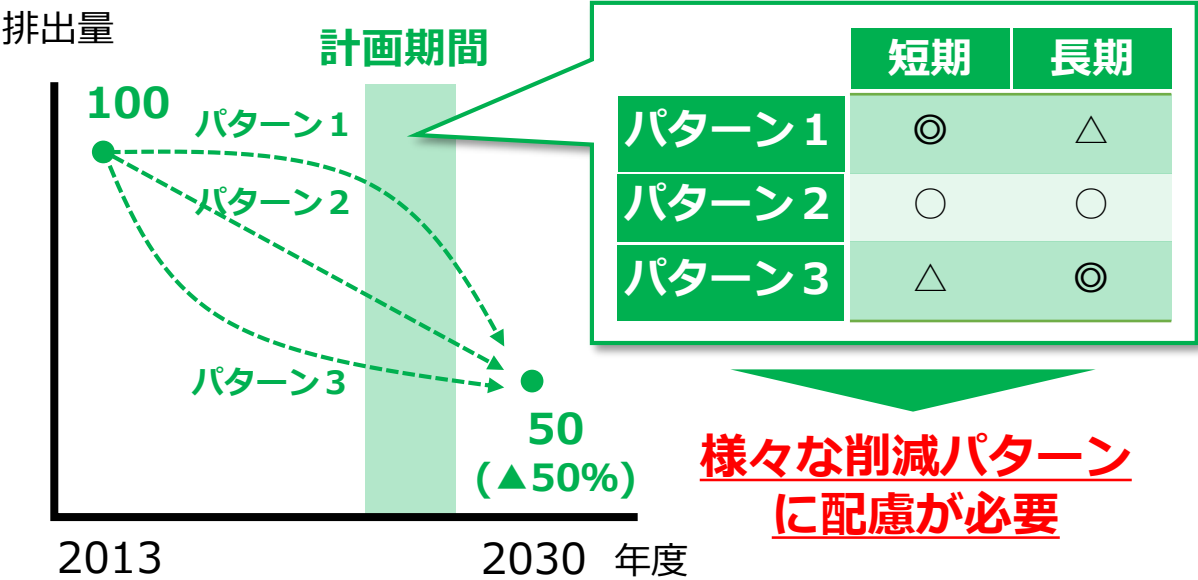
- 評価結果と連動した支援
- 2025年度の事業者支援策の概要

(参考資料)

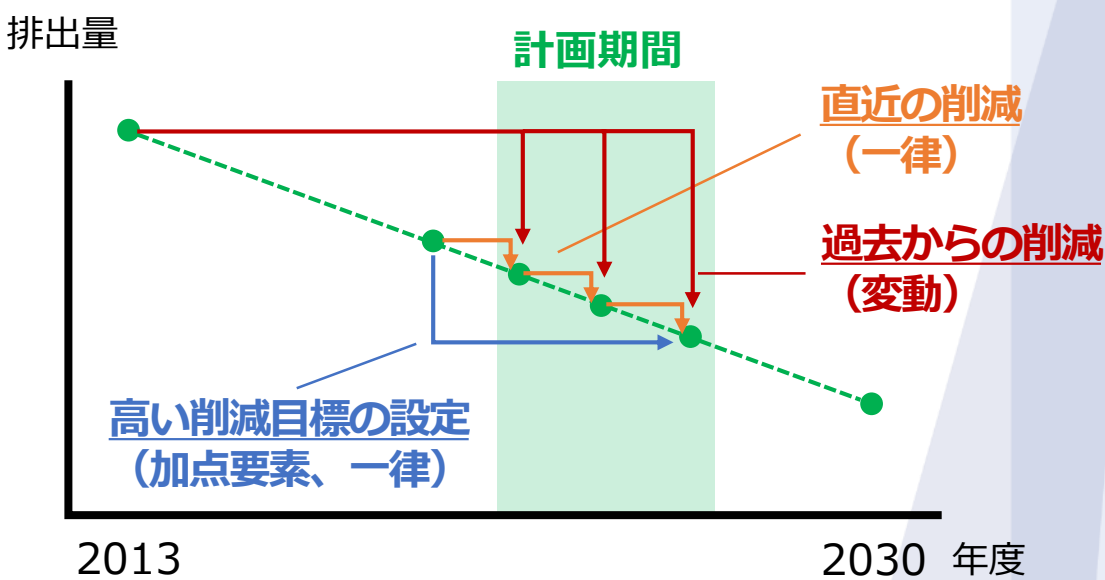
温室効果ガス排出量の削減／①評価項目の概要

- 「直近の削減実績」と「過去からの削減実績」の両面から評価
 - ※基礎排出量と調整後排出量のそれぞれについて評価
- さらに、計画時に「高い削減目標」を設定した場合、実績の評価時に加点

想定される主な削減パターン



排出量削減の評価項目のイメージ



温室効果ガス排出量の削減／②直近の排出量削減率

- 部門別の1年度当たりの望ましい削減率を評価基準として設定
- 実績値は、評価対象年度を含む直近3年度分の前年度削減率の幾何平均
※短期的な社会・経済状況等の急激な変化による影響の緩和のため
- 評価基準への到達度に応じ、0～5点の範囲で採点（10点満点）
※基礎排出量・調整後排出量それぞれの削減率について同一の評価基準により採点して合算

評価項目	産業部門	業務部門	運輸部門
直近の排出量削減率	4.8%	6.7%	1.2%

<採点方法>
部門別の評価基準への到達度に応じて配点
評価基準の 100%以上：5点、75%以上100%未満：4点、50%以上75%未満：3点、
25%以上50%未満：2点、0%を超え25%未満：1点、0%以下：0点

温室効果ガス排出量の削減／③過去からの排出量削減率

- 直近の排出量削減率を基に**長期的な望ましい削減率**を評価基準として設定
- 実績値は、評価対象年度における**2013年度比の削減率**
※2013年度排出量が不明な場合など、2013年度以外の適切な比較年度の設定も可（要事前相談）
- 採点方法は、直近の排出量削減率に同じ

評価基準の設定イメージ

		産業部門 (年率 ▲ 4. 8%)						業務部門 (年率 ▲ 6. 7%)						運輸部門 (年率 ▲ 1. 2%)					
評価対象 年度		2025	2026	2027	2028	2029	2030	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2025	2026	2027	2028	2029	2030
比較 年度	2013	44.6 %	47.3 %	49.8 %	52.2 %	54.5 %	56.7 %	56.5 %	59.5 %	62.2 %	64.7 %	67.1 %	69.3 %	13.5 %	14.6 %	15.6 %	16.6 %	17.6 %	18.6 %
	2014	41.8 %	44.6 %	47.3 %	49.8 %	52.2 %	54.5 %	53.4 %	56.5 %	59.5 %	62.2 %	64.7 %	67.1 %	12.5 %	13.5 %	14.6 %	15.6 %	16.6 %	17.6 %
	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

温室効果ガス排出量の削減／④ 高い削減目標の設定

- 直近の排出量削減率を基に**計画期間中の望ましい削減率**を評価基準として設定
※計画期間に応じて基準値が変動
- 計画時に、評価基準以上の削減目標を設定した場合、**毎年度加点（2点満点）**
※基礎排出量・調整後排出量それぞれの削減率について同一の評価基準により採点して合算

計画期間	産業部門 (年率 ▲ 4 . 8 %)	業務部門 (年率 ▲ 6 . 7 %)	運輸部門 (年率 ▲ 1 . 2 %)
3 年間（通常）	13.7%	18.8%	3.6%
2 年間（途中参入等）	9.4%	13.0%	2.4%
1 年間（途中参入等）	4.8%	6.7%	1.2%

<採点方法>

部門別の評価基準以上の目標設定の有無に応じて配点（有り：1点、無し：0点）

省エネ

- 省エネ対策の実施状況として、**エネルギー消費効率の改善状況**について評価
- **基準値（全部門一律）の、達成の有無により評価**

項目名	具体的な内容	対象
エネルギー消費原単位の改善率	報告対象年度におけるエネルギー消費原単位の <u>対前年度改善率</u> （%）が <u>1 %以上</u>	全部門

エネルギー消費原単位 =
$$\frac{(A' - B - B')}{C}$$

- A : エネルギー使用量（燃料、熱、電気の使用量）
- A' : Aの非化石燃料に対して補正係数0.8を乗じて再計算した全エネルギー使用量
- B : 販売した副生エネルギー量
- B' : 購入した未利用熱量
- C : エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値
（生産数量、売上高、建物床面積、入場者数、外来者数、ベッド数×稼働率 等）

再エネ等／①評価項目の概要

➤ 再エネの実施状況として、**再生可能エネルギー由来電力等の導入状況**や、**電気自動車（EV）・燃料電池自動車（FCV）の導入割合**などについて評価

項目名	具体的な内容	対象
使用電力の再エネ電源比率	工場等における使用電力量の合計量（kWh）に占める次の再エネ由来の電力量等（kWh）の割合（％） a 自家消費型再エネ発電設備等で発電し、自家消費した電力量 b 電気事業者から購入した再生可能エネルギー由来の電力等の電力量 c 自ら取得したグリーン電力証書、F I T非化石証書、非F I T非化石証書（再エネ指定あり）及び J -クレジット（再エネ発電由来）に係る電力量	産業部門 業務部門
乗用自動車におけるEV・FCVの導入割合 又は バス・貨物自動車におけるEV・FCVの導入状況	【乗用自動車】 報告対象年度における対象自動車の台数のうち、電気自動車及び燃料電池自動車の台数の割合（％） 【バス・貨物自動車】 報告対象年度における対象自動車の台数のうち、電気自動車及び燃料電池自動車の台数（台）	運輸部門

再エネ等／②評価基準・評価方法

➤ 年度別基準値の、達成の有無により評価

項目名	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度	対象
使用電力の再エネ電源比率	28% 以上	30% 以上	32% 以上	34% 以上	36% 以上	38% 以上	産業部門 業務部門
乗用自動車における EV・FCVの導入割合	6% 以上	8% 以上	10% 以上	12% 以上	14% 以上	16% 以上	運輸部門
バス・貨物自動車における EV・FCVの導入状況	1台以上						運輸部門

2050年までの中長期取組／①評価項目・評価基準等

➤ 県温対計画の**長期目標**（2050年脱炭素社会の実現）の達成に寄与する**中長期的な取組**について、その**取組の有無により評価**（全部門一律）

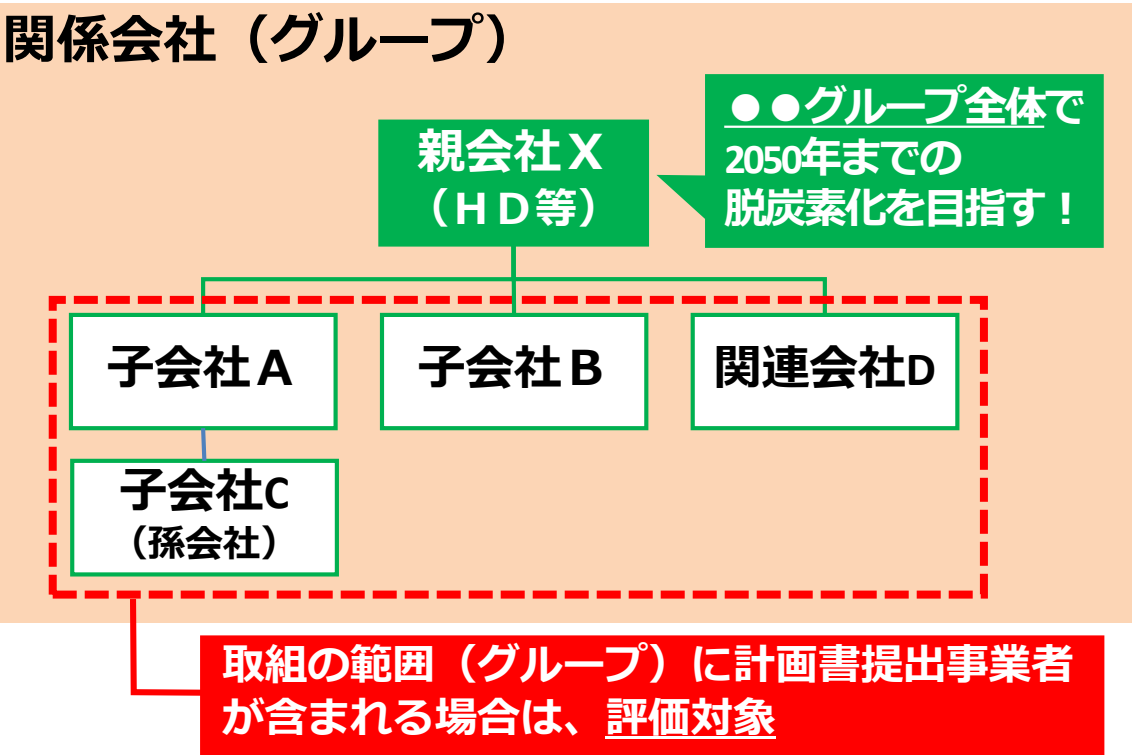
項目名	具体的な内容	対象
2050年までの脱炭素化の表明	2050年までに自らの事業活動を脱炭素化することをホームページ等により対外的に表明していること	全部門
2050年までの脱炭素化を前提とした中長期計画の策定等	2050年までの脱炭素化に向けた具体的な対策を記載した中長期的な計画を策定・公表していること	
SBT等イニシアティブに関する取組	次のいずれかの取組を実施していること ・ SBT認定の取得 ・ TCFD提言への賛同 ・ RE100への参加 ・ 再エネ100宣言 RE Actionへの参加	
サプライチェーン全体での削減の取組	計画書提出事業者に関するサプライチェーン排出量の算定、開示、削減目標の設定等を実施していること	

2050年までの中長期取組／②グループ単位での取組評価

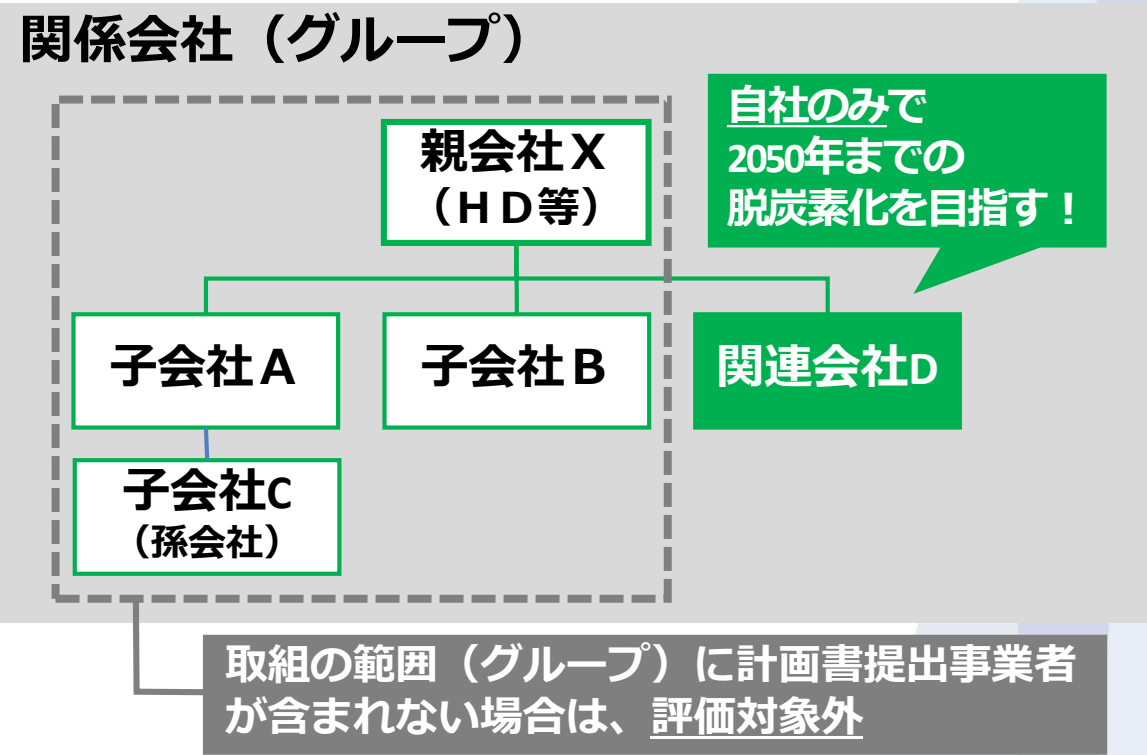
➤ 事業者単位での取組の評価に加え、**グループ単位での取組※も評価**

※ただし、計画書提出事業者が当該取組の範囲に含まれる場合に限る。

評価されるケース（例）

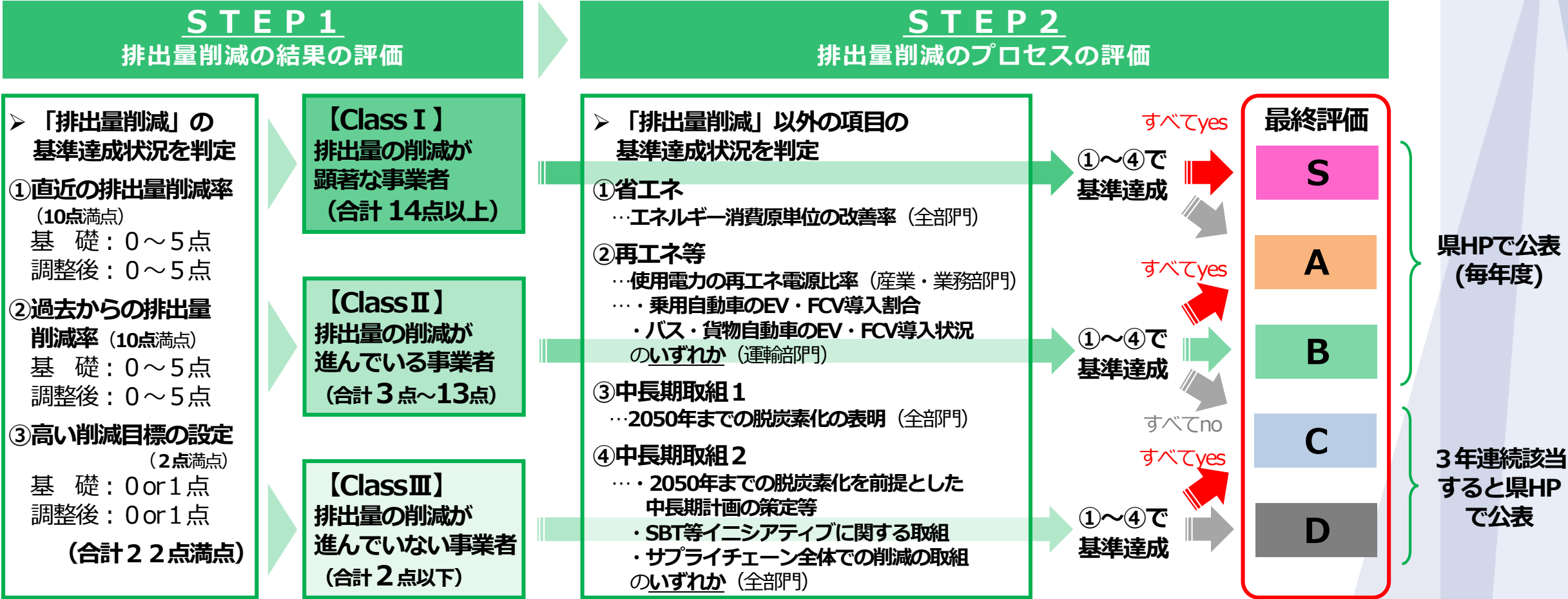


評価されないケース（例）



総合評価の方法／①特定大規模事業者

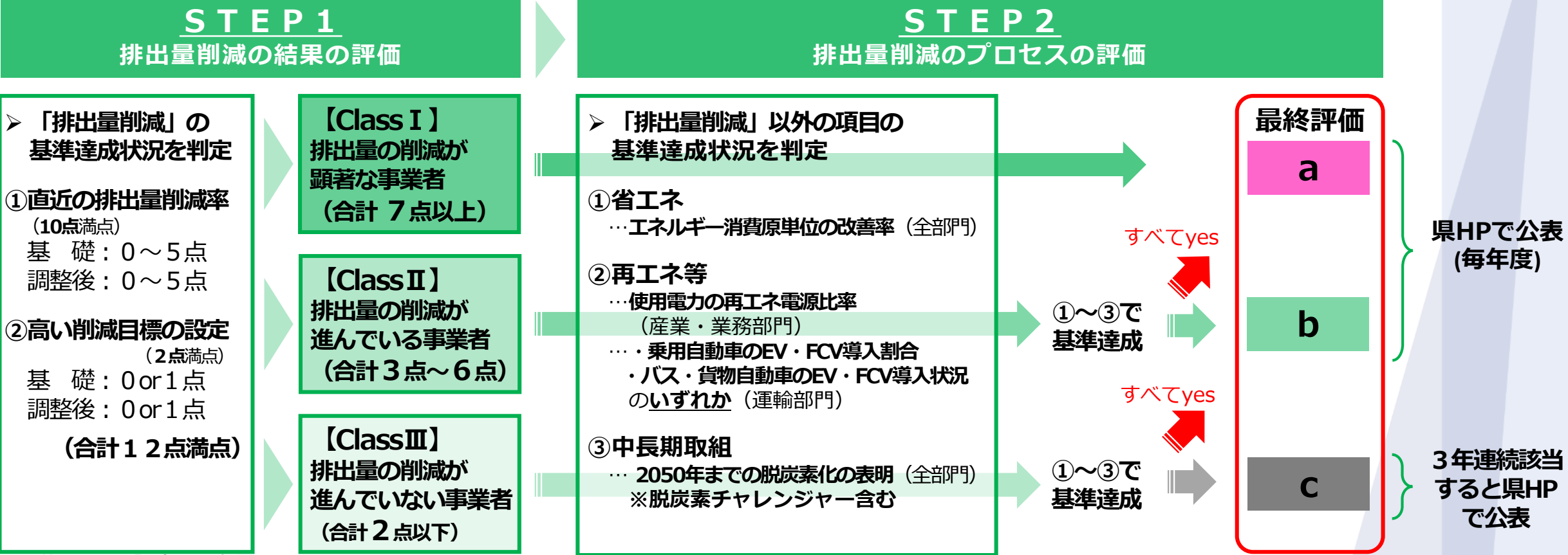
➤ 「温室効果ガス排出量の削減」の実績等に応じて3区分にクラス分け後、
その他評価項目の達成状況に応じて、最終的に5段階（S～D）で判定



総合評価の方法／②中小規模事業者

➤ 評価項目を限定し、**簡易評価（希望者のみ、a～cの3段階で判定）**

※短期的に排出量削減が進まなかった場合でも、削減に向けた取組の実施状況によって、より上位の評価を得ることも可能



1. はじめに

- 計画書制度の概要
- 計画書制度の改正の背景
- 計画書制度の改正のポイント

2. 運用面の改正について

- 計画期間
- 様式の統廃合
- その他

3. 評価制度の導入について

- 評価対象
- 評価軸・評価項目
- 評価周期・評価方法
- 評価結果の公表

4. 具体的な評価方法

- 温室効果ガス排出量の削減
- 省エネ
- 再エネ等
- 2050年までの中長期取組
- 総合評価の方法

5. 脱炭素化の支援策

- 評価結果と連動した支援
- 2025年度の事業者支援策の概要

(参考資料)

評価結果と連動した支援

➤ 高評価者のPR、低評価者への指導助言等、**評価結果に応じた支援を予定**
(2026年度～。具体化したものから順次お知らせ)

支援策の具体例

高評価事業者	 <インセンティブの付与> ● 表彰（かながわ脱炭素大賞） ● 県HPでの周知（評価結果、インタビュー記事等） など
平均的な事業者	 <評価向上に向けた課題別支援> ● 課題別セミナーの開催 ● 課題別支援情報のメール配信 など
低評価事業者	 <ボトムアップに向けた指導・支援の提供> ● 事業所への立入調査による指導・助言の徹底 (事業者の現状に沿った削減対策の提案) など

2025年度の事業者支援策／①脱炭素支援パッケージの概要

事業者の取組状況を3つのステップに区分し、ステップに応じた支援を実施

STEP 1／知る

- ・情報の収集
- ・方針の検討

①カーボンニュートラル ワンストップ相談窓口

K I Pの脱炭素に係る相談窓口を強化し、新たに県の脱炭素支援パッケージに参加する事業者の伴走支援を実施



STEP 2／測る

- ・CO₂排出量の算定
- ・削減ターゲットの特定

②CO₂排出量管理システム導入への支援

CO₂排出量管理システムを導入する企業を支援



③省エネルギー診断への支援

省エネルギー診断を行う企業を支援



STEP 3／減らす

- ・削減計画の策定
- ・削減対策の実行

計画策定

④かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制度
意欲のある企業を認証してインセンティブを付与



省エネ対策

⑤省エネルギー設備導入費補助金
省エネルギー設備の導入に対して補助

太陽光導入

⑥太陽光発電設備導入提案
事業所に訪問して太陽光発電設備の導入を提案

⑦事業所用太陽光発電の共同購入
希望者を募りスケールメリットで太陽光発電設備の価格を低減

⑧自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金
太陽光発電設備等の導入に対して補助



再エネ切替

⑨首都圏再エネ共同購入プロジェクト
希望者を募りスケールメリットで再エネ電力の価格を低減

⑩かながわ再エネ電力利用応援プロジェクト
企業による再エネ電力の利用を促進



融資

⑪中小企業制度融資
脱炭素促進融資等により、脱炭素に取り組む企業の資金繰りを支援

⑫エコアセットかながわ
動産や知的財産権の資産評価費用を一部補助

E V等導入

⑬～⑰E V・F C Vの普及促進
・E V（バス、タクシー、トラック及びレンタカー）の導入や充電設備の整備に対して補助
・F C V（乗用、トラック）の導入や水素ステーションの整備・運営等に対して補助



マークの事業は、大企業も対象！

※令和7年度当初予算（案）が、県議会で議決された場合に事業化されます。

2025年度の事業者支援策／②大企業等への支援の拡充

➤ 脱炭素支援パッケージにおいて、**大企業等を対象とする支援を拡充**

No.	主な支援策	支援の概要	2024年度からの主な改善点
⑥	太陽光発電設備導入提案	専門家が事業所を訪問し、太陽光発電の導入提案書を無料で作成	支援対象者を「中小企業のみ」から <u>すべての事業者に拡大</u>
⑦	事業所用太陽光発電の共同購入	太陽光発電の価格低減を図り、事業者の再エネ導入を支援	募集期間を <u>通年化</u> ※2024年11月1日～
⑧	自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金	太陽光発電等の導入に係る経費の一部を補助	• 補助額を拡充 発電設備 6万円/kW ⇒ <u>8万円/kW</u> 蓄電システム 15万円/台 ⇒ <u>5万円/kWh</u> ※上限500万円 • 上限額を拡充 (1,000万円 ⇒ <u>3,000万円</u>)
⑬	事業用等EV導入費補助金	事業用等EV車両の導入に係る経費の一部を補助	補助対象者に <u>自家用EVトラックを導入する法人等を追加</u>
⑯	FCV導入費等補助金	乗用FCV・FCFL※・商用FCVの導入等に係る経費の一部を補助 ※燃料電池フォークリフト	補助メニューに 商用FCVの導入及びランニングコストに係る補助を新設

1. はじめに

- 計画書制度の概要
- 計画書制度の改正の背景
- 計画書制度の改正のポイント

2. 運用面の改正について

- 計画期間
- 様式の統廃合
- その他

3. 評価制度の導入について

- 評価対象
- 評価軸・評価項目
- 評価周期・評価方法
- 評価結果の公表

4. 具体的な評価方法

- 温室効果ガス排出量の削減
- 省エネ
- 再エネ等
- 2050年までの中長期取組
- 総合評価の方法

5. 脱炭素化の支援策

- 評価結果と連動した支援
- 2025年度の事業者支援策の概要

(参考資料)

【STEP 1】①カーボンニュートラルワンストップ相談窓口



脱炭素へのお悩み、まずは相談窓口にご相談ください！

対象者

事業者（企業規模は問いません）

事業内容

・相談窓口

K I P（（公財）神奈川産業振興センター）に窓口を設置
相談方法は、**窓口・電話・メール・オンライン・訪問**など

・企業訪問

企業を訪問して、相談や支援ニーズを引き出し助言

・伴走支援（R7新規）

県の脱炭素支援パッケージを利用する事業者に対し
次の支援策につなげる**フォローアップ**を行う

受付期間

通年

Kanagawa Prefectural Government



- 何から始めればいいのか？
- CO₂排出量を測定したい！
- 太陽光を導入したい！

中小企業診断士が
様々なお悩みにお答えします！

【STEP 2】②CO₂排出量管理システム導入への支援

かながわCO₂見える化トライアル！

～自社が排出しているCO₂の「見える化」を支援し、脱炭素経営の後押しをします！～

対象者

中小企業等

事業内容

①CO₂排出量の見える化支援

- ・CO₂排出量管理システムの導入支援
- ・脱炭素に関する目標設定や取組のアドバイス

※これまでにCO₂排出量管理システムを利用したことが無い事業者が対象

②WEBセミナー（参加費無料！）

中小企業向け脱炭素経営に関するセミナーを開催

募集期間

令和7年5月～令和7年11月（予定） ※予定募集数に達し次第終了

CO₂排出量管理システムを
R8.2月末まで 無料 で提供！



自社の電気使用量などを入力



CO₂排出量管理システムにより
CO₂排出量を自動算定・グラフ化

脱炭素経営への第一歩！

【STEP 2】 ③省エネルギー診断への支援

省エネの専門家が事業所を訪問し、省エネ対策をご提案します！

対象者

中小企業等

診断件数

150件程度

令和6年度より
50件増加！

費用

無料！

募集期間

令和7年4月下旬～
令和7年12月（予定）

提案事例

無料でできる！ 運用対策



- 空調設定温度の緩和
- 冷却水出口温度の季節調整
- 空調室外機のフィン清掃
- コンプレッサー吐出圧低減

など

効果が高い！ 設備更新対策



- 照明のLED化
- 高効率空調設備への更新
- 高効率変圧器への更新
- コンプレッサーのインバータ化

など

「⑤省エネルギー設備導入費補助金」一部申請書類の作成補助が可能！

【STEP 3】④ かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制度

脱炭素に向けた意欲ある中小企業を県が認証します！

対象者

中小企業等

主な要件

- 「2050年までの脱炭素化」を宣言
- 脱炭素化に向けた削減計画を提出

① C N相談窓口で計画策定を支援！

※事業活動温暖化対策計画書制度における計画書
(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f6674/>)

募集開始

令和7年5月～令和7年9月末(予定)

Kanagawa Prefectural Government

認証のメリット



資金支援

- 県補助金の上乗せ (⑤省エネ補助金・⑧再エネ補助金)
- 融資を受ける際の費用補助 (⑫エコアセットかながわ)
- 企業誘致施策の認定要件(脱炭素関連)として評価
(セレクト神奈川NEXT)



入札加点

- 入札参加資格認定時の加点



取組PR

- 県HP、セミナー等で紹介
- 公式認証マーク等の提供

など(順次追加予定)



認証マーク



認証書

【STEP 3】⑤省エネルギー設備導入費補助金



省エネ設備導入（更新）に係る経費の一部を補助します！

対象者

中小企業等



- ・ CO₂もコストも削減！
- ・ 脱炭素経営の実践により企業価値向上！

対象設備

- ・ 空気調和設備
- ・ LED照明設備
- ・ ボイラー
- ・ 給湯設備
- ・ コンプレッサー
- ・ 変圧器
- ・ EMS
- ・ ガスコージェネレーションシステム
- ・ 省エネ診断で更新が提案された設備

主要要件

補助事業の実施により削減されるCO₂排出量が
年間3トン以上であること など

補助率

1 / 3（上限：500万円）

さらに！「かながわ再エネ電力利用認定事業者」又は
「かながわ脱炭素チャレンジ中小企業」は**上限600万円！**

補助対象経費

設計費、設備費、工事費

※ 撤去費・処分費などは対象外

募集期間

令和7年6月～令和7年11月（予定）

予算額

3億7,500万円

【STEP 3】⑥太陽光発電設備導入提案



専門家が事業所を訪問し、太陽光発電設備の導入提案書を無料で作成します！

対象者

太陽光発電の導入に関心
のある事業者（大企業も対象）

対象設備

太陽光発電、蓄電池

提案件数

100件

募集期間

令和7年4月下旬～
令和7年12月末（予定）

Kanagawa Prefectural Government

提案内容

導入設備提案



削減分析



見積書作成



支援事業紹介



- 設置場所、設置容量
- 設置割付図
- 発電量、CO₂削減量
- 投資回収年数、電力料金削減予想
- 参考見積書
- 国、県、市町村支援事業

など

【STEP 3】⑦事業所用太陽光発電の共同購入



太陽光発電の価格低減を図り、事業者の再エネ導入を支援します！

対象者

県内に太陽光発電（**10kW以上**）の導入を希望する事業者（大企業も対象）

➤ 自己所有（買取）での設置に加えて、PPAやリースも選択可

事業内容

- ・太陽光発電の導入希望者を広く募ることで、スケールメリットにより、**価格の低減**を図る事業
- ・適格性を審査した上で設置事業者を決定するため、**安心して太陽光発電を設置可能**
- ・複数の設置事業者からの**見積りの比較が可能**

募集期間

通年で募集受付中！

無料参加登録



提案比較表の提示

最大3者の見積りを比較することが可能！
相見積の手間を削減！



ここまで無料で参加可能

本申込み



現地調査・詳細見積



契約締結・設置

市町村や県の補助金の活用でさらに費用を低減！

【STEP 3】 ⑧自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金



太陽光発電等の導入に係る経費の一部を補助します！

対象者

- ・法人（大企業も対象）
- ・青色申告をしている個人事業者

対象設備

- ① 自家消費型再生可能エネルギー発電設備
※ 太陽光（10kW以上）、風力、水力、地熱、バイオマス
- ② 蓄電システム
※ ①と併せて導入する場合に限る

募集期間

令和7年4月～令和8年2月（予定）

予算額

9億9,300万円

⑥太陽光発電設備導入提案
⑦事業所用太陽光発電の共同購入
どちらも併用できます！

補助額

R 7 は支援を大幅に拡充！

	R 6	R 7
再エネ	6 万円/kW	8 万円/kW
大企業 補助上限	1,000万円	3,000万円
蓄電システム	15万円/台	5 万円/kWh ※ 上限500万円

さらに！「かながわ脱炭素チャレンジ中小企業」は再エネ1kW当たり10万円！

【STEP 3】 ⑨首都圏再エネ共同購入プロジェクト



共同購入を行い価格低減を図り、事業者の再エネ電力の導入を支援します！

対象者

首都圏内の事業者（大企業も対象）

※令和7年10月に電力切替を実施する予定の事業者

事業内容

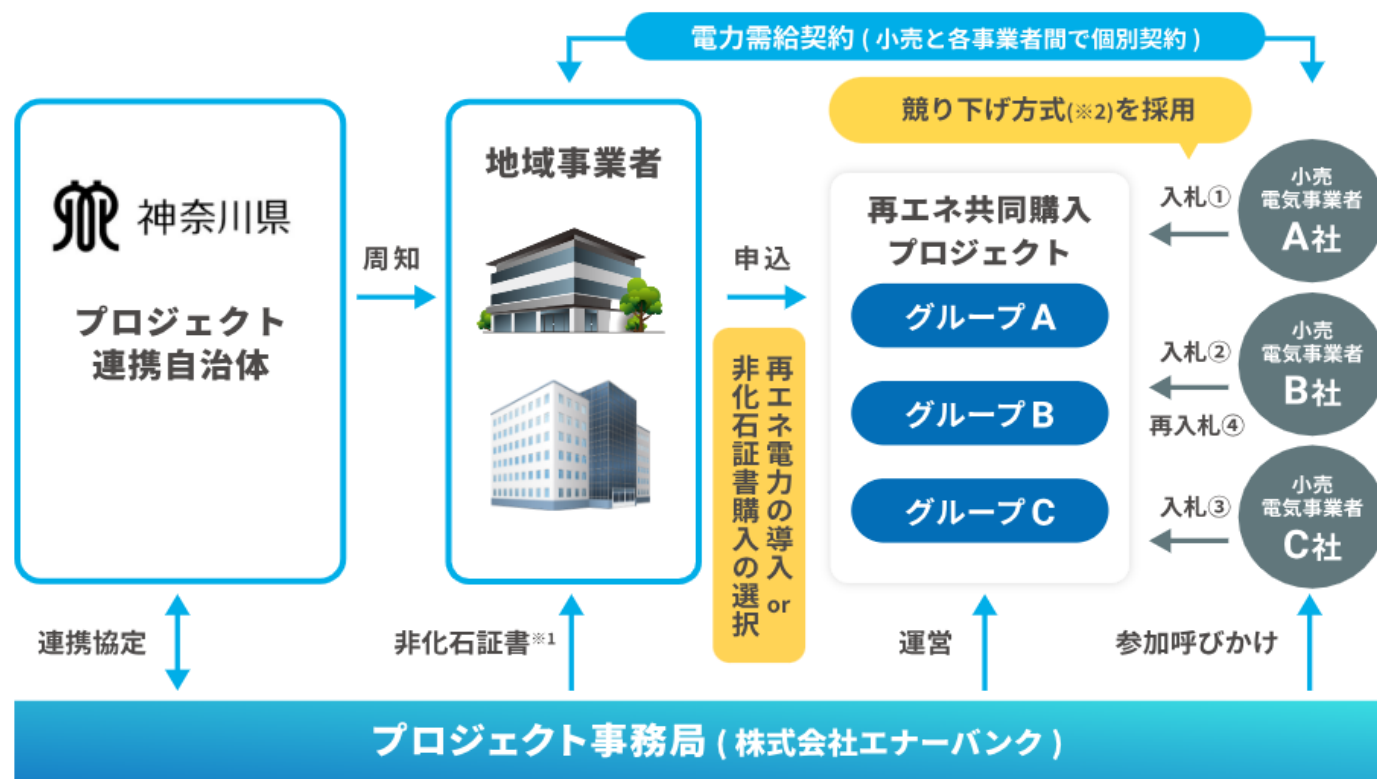
- ・再エネ電力の導入や非化石証書の購入希望者を広く募り共同購入を行う事業
→ **価格の低減**を図る
- ・見積もり価格を見てから離脱が可能
→ **安心して再エネ導入**

募集期間

令和7年2月3日～令和7年3月31日

Kanagawa Prefectural Government

⑩応援プロジェクトへの申請も可能



※1 非化石証書購入を希望する事業者様には、事務局よりご提供します。
※2 他社の入札価格を見ながら、一定期間何度でも再入札可能な方式です。

再エネ電力への切替えを行った事業者を認定、公表します！

① 小売電気事業者の再エネプラン公表

対象者

小売電気事業の登録を受けている事業者

参加事業者

29社 (2025年1月7日現在)

メリット

- 自社の再エネプランPR
- 新規顧客獲得等

募集期間

通年

② 再エネ電力利用事業者認証制度

対象者

県内に事業所等を有する事業者（大企業も対象）

参加事業者

175者 (2025年1月7日現在)

メリット

- 脱炭素社会の実現に貢献
- 県補助金の上限UP等

募集期間

通年



【STEP 3】 ⑪神奈川県中小企業制度融資

脱炭素に取り組む中小企業者の皆さまの資金調達を脱炭素促進融資で支援します！

補助金と併せて利用できますので、ぜひご活用ください。

通年受け付けて
います！

融資メニュー	融資対象
脱炭素（カーボンニュートラル）促進融資	県の認定を受けて、 ア 低公害車の購入、公害防除施設等若しくは環境負荷低減のための施設等の設置、改善等又は公害防止のための工場等の移転を行う中小企業者等 イ 産業廃棄物処理施設の整備を行う中小企業者等
ソーラー発電等促進融資	ウ 再生可能エネルギー発電設備若しくはそれと同時に省エネ設備等を設置、又は蓄電池を導入する中小企業者等
地球温暖化対策省エネ設備等導入融資	エ 県の認定を受けて、CO2の削減のために設備導入等を行う中小企業者等
電気自動車等・充電設備導入融資	オ 電気自動車、燃料電池自動車及び電気自動車の充電設備等を導入する中小企業者等

神奈川県中小企業制度融資とは、中小企業者の皆さまが、神奈川県信用保証協会の保証（要保証料）を付けた上で金融機関から融資を受けることができる制度です。県の保証料補助に加え、県信用保証協会による保証料割引など、脱炭素に取り組む中小企業者の皆さまを金融面から重点的に支援しています。融資の詳細、その他の融資メニューについては、HPをご覧ください。か下記金融相談窓口までお問い合わせください（なお、融資のお申込みは県制度融資取扱金融機関にて受け付けています）。

【STEP 3】⑫エコアセットかながわ

金融機関から融資を受ける際の動産や知的財産権の資産評価費用の一部を補助します！

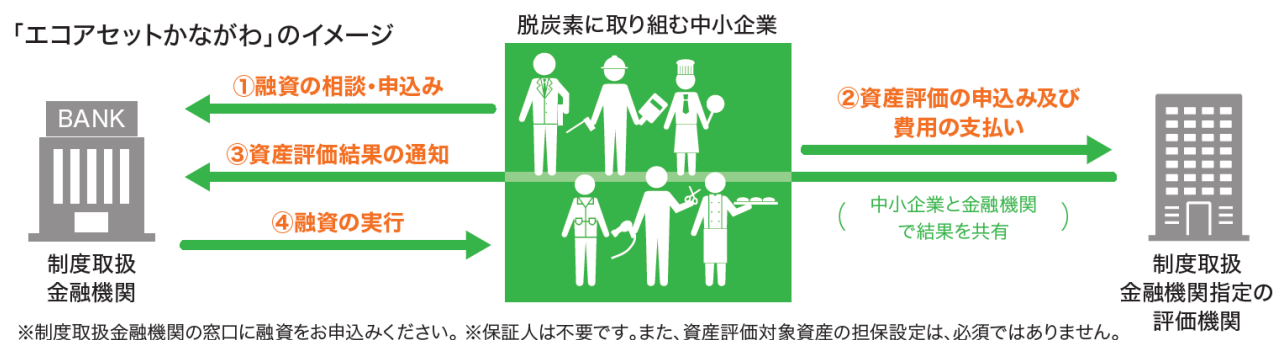
対象者

次のいずれかに該当する中小企業者等

- ・脱炭素関連の認証を取得していること（融資の資金使途に制限なし）
- ・融資の資金使途が脱炭素に関するものであること（脱炭素関連の認証は不要）

対象経費

- ・動産や知的財産権の資産評価費用



補助額

- ・ 中小企業者 は資産評価費用の 1 / 2
- ・ 小規模企業者 は資産評価費用の 2 / 3
(上限40万円)

募集期間

令和7年4月1日～令和8年2月28日

【STEP 3】 ⑬事業用等 E V 導入費補助金



事業用等 E V 車両の導入に係る経費の一部を補助します！

対象者

県内で事業用等 E V を導入する法人等

新たに 自家用の E V トラック を導入する法人等を対象者に追加 ※R 7 拡充！

対象経費

事業用等 E V の導入に係る経費等

募集期間

令和 7 年 4 月～令和 7 年12月（予定）

補助対象車両・補助額

- | | |
|-------------|---------------------------------|
| ・ E V バス | ： 補助率 1 / 3 （上限：1,500万円） |
| ・ E V タクシー | ： 補助率 1 / 3 （上限：100万円） |
| ・ E V トラック | ： 補助率 1 / 4 （上限：500万円） |
| ・ E V 軽トラック | ： 定額 20万円 |
| ・ E V レンタカー | ： 補助率 1 / 3 （上限：100万円） |

予算額

6 億2,600万円





E V 急速充電設備を整備する経費の一部を補助します！

対象者

県内に公共用等※のE V 急速充電設備を整備する法人等

※ 公共用のほか、県内のバス・タクシーの事業所用

対象経費

E V 急速充電設備の整備に係る設備費及び設置工事費

整備する場所

県内の商業施設、宿泊施設、給油所、道の駅、事業所、工場、マンション、公共施設、バス・タクシーの事業所 など

補助額

新規：補助率 **1 / 3**（上限：200万円）

入替：補助率 **1 / 3**（上限：100万円）

募集期間

令和7年4月～令和7年12月（予定）

予算額

1億4,000万円

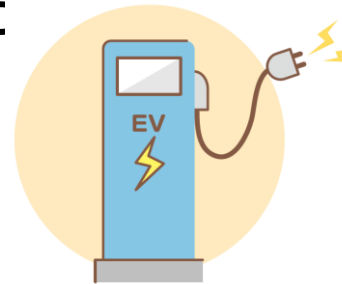


E V 普通充電設備を整備する経費の一部を補助します！

対象者

県内の共同住宅、事業所、宿泊施設等※に
E V 普通充電設備を整備する法人等

※詳細は検討中



対象経費

E V 普通充電設備の整備に係る設備費及び設置工事費

整備する場所 ※R 7 拡充！

県内の共同住宅（マンション、賃貸アパート等）、
タクシー・レンタカー等の事業所、宿泊施設、
観光施設 など ※詳細は検討中

補助額

- ・ 普通充電設備・充電用コンセントスタンド
定額：**15万円**
- ・ 充電用コンセント
補助率 **1 / 3**（上限：10万円）

募集期間

令和 7 年 4 月～令和 7 年12月（予定）

予算額

3,000万円

【STEP 3】⑯ F C V 導入費等補助金（その1）



国・市町村補助
併用可能

乗用 F C V（燃料電池自動車）、F C F L（燃料電池フォークリフト）の導入及び商用 F C V の導入とランニングコストに係る経費の一部を補助します！

乗用 F C V（燃料電池自動車）

対象者

県内で F C V を導入する個人・法人等

対象経費

乗用 F C V の車両本体の購入に係る経費

補助額

定額：100万円



F C F L（燃料電池フォークリフト）

対象者

県内に有する事業所で F C F L を導入する法人等

対象経費

環境省補助金の補助対象経費から一般的なエンジン式車両の導入経費を差し引いた額

補助額

補助率 1／2（上限：500万円）

募集期間

令和7年4月～令和7年12月（予定）

自動車税種別割の減免

神奈川県乗用FCV導入費補助金の交付の決定を受けた燃料電池自動車（補助金の申請者が所有するものに限り）については、最大5年度分、自動車税種別割の減免を受けることができます。

【STEP 3】⑯ F C V 導入費等補助金（その2）



国・市町村補助
併用可能

乗用 F C V（燃料電池自動車）、F C F L（燃料電池フォークリフト）の導入及び商用 F C V の導入とランニングコストに係る経費の一部を補助します！

商用 F C V の導入 ※R 7 新規！

対象者

県内で F C トラックを導入する法人等

対象経費 ※詳細は検討中

同等のディーゼル車の車両価格との差額

補助額

対象経費の **1 / 4**（上限：850万円）

商用 F C V のランニングコスト ※R 7 新規！

対象者

県内で F C トラックを導入する法人等

対象経費 ※詳細は検討中

同等のディーゼル車の燃料費等との差額

補助額

対象経費の **1 / 4**（上限：105万円）

募集期間

令和 7 年 4 月～令和 7 年12月（予定）

Kanagawa Prefectural Government





水素ステーションの整備等に係る経費の一部を補助します！

水素ステーションの整備

対象者

県内に定置式水素ステーションを**整備する**法人等

対象経費

水素供給設備の導入に要する設備機器費、設計費、設備工事費、工事負担金、経費・管理費等

補助額

補助対象経費に5分の4を乗じた額から経済産業省補助金交付額を差し引いた額
(上限：3,500万円)

※ ただし、定置式水素ステーションが設置されていない市町村に新たに整備する場合又は大型F C車両への充填が可能な水素ステーションを整備する場合は、上限 4,200万円

募集期間

令和7年4月～令和7年6月（予定）



水素ステーションの整備等に係る経費の一部を補助します！

水素ステーションの運営 ※R7新規！

対象者

県内で商用F C V対応水素ステーションを運営する法人等

補助額

補助対象経費から経済産業省補助金等を差し引いた額

- ・新規：上限2,000万円
- ・既存：上限1,000万円

※「対象経費」及び「募集期間」等の詳細は検討中です